

診療所診療情報デジタル推進事業実施要綱

令和6年6月24日6保医医政第583号

一部改正 令和7年3月25日6保医医政第2080号

一部改正 令和8年4月3日7保医医政第2406号

(目的)

第1 この事業は、電子カルテシステムの診療所への導入を支援することにより、地域における診療情報の共有、連携を促進することを目的とする。

(実施主体)

第2 この事業の実施主体は、東京都内において、医科診療所を開設する者（病床配分決定を受け新規に有床診療所を開設する者及び無床診療所を開設する者を含む。）とする。

(事業内容)

第3 この要綱に基づく事業内容は、次の取組とする。

1 電子カルテシステムの整備支援

診療記録を電子的に情報共有することを目的として、電子カルテシステムを初めて導入する医科診療所の整備に係る経費の一部について支援する。

2 電子カルテシステムの運用に伴う事務作業支援

医師の指示の下に行う電子カルテシステムにおける診療記録への代行入力や、電子カルテシステムを活用した医療機関同士の情報共有の取組を推進する業務等を専ら行う者の人件費を補助する。

(事業対象範囲)

第4 事業対象範囲

1 第3の1に定める事業では、次の整備を対象とする。

(1) 電子カルテシステム（診療録等を電子的に記録、保存及び管理するためのシステム）の導入（サーバー等機器導入、システム設計・開発、情報セキュリティ対策、取付工事等を含む。）に関する経費又は標準規格準拠の電子カルテシステムの導入に要するリース料（使用料含む。ただし再リース料は除く。）

(2) 診療所に設置する医療情報システム（オーダリングシステム、医事会計システム等、診療所内における医療情報の管理に係るシステム）を、電子カルテシステムと連携させるために必要となる改修

2 1に定める整備を除く整備対象外となるため、特に次の点については注意すること。

(1) 維持管理の経費は対象としない。

(2) 用途がこの事業の目的に限定されない機器類及び用品の購入は対象としない。

(3) リース期間は5年以下であること。

(4) 再リースは対象としない。

3 導入する電子カルテシステムについては、次の点に注意すること。

標準規格準拠等については、以下のとおりとする。

(1) 標準規格準拠等とは、以下のいずれかとする。

ア 電子カルテシステムに格納されている情報を、厚生労働省標準規格である S S - M I X 2 ストレージに出力することが可能であること。

イ 電子カルテシステムに格納されている情報を、厚生労働省標準規格 H L 7 F H I R 記述仕様で出力することが可能であること。

(2) 最新の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、
「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守すること。

(事業実施の条件)

第5 事業実施の条件

- 1 電子カルテシステムの導入後、医療機関等における地域医療ネットワーク、又は公益社団法人東京都医師会の東京都全域を対象とした医療連携ネットワークである「東京総合医療ネットワーク」に、閲覧施設として参加すること。
- 2 国が構築を進めている電子カルテ情報共有サービスの導入に向けた取組を進めること。
- 3 事業の効果検証のため、補助金の交付年度から5年間、構築した電子カルテシステムの実績、効果、課題等に係る調査を提出するなど、都に協力すること。
- 4 リース契約で調達する電子カルテシステムは、リース期間終了後に患者情報を適切に引継ぐことができるものであること。
- 5 リース期間終了後は、国が定める標準仕様に準拠したクラウド・ネイティブ型システムへの移行を見据えて導入すること。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、診療所診療情報デジタル推進事業の実施に関し必要な事項は、別途定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

ただし、第4及び第5については、令和8年度以降に申請を行った診療所を対象とし、令和7年度以前に申請を行った診療所については、なお従前の例による。